

## 「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案」に関する意見募集結果(概要)

### 1. 実施期間

平成28年9月8日(木)～10月7日(金)

### 2. 意見提出者及び提出意見数

14の個人又は団体(内訳:個人8者(匿名含む)、団体6者)から延べ40件の御意見が寄せられた。

#### 提出意見数 (合計40件)

##### ○項目ごとの提出意見数(注)

個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向	19件
国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項	8件
地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項	3件
個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項	7件
個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項	2件
全般	6件

(注) 複数の項目に対するコメントが一つの御意見として提出されている場合があるため、合計数は実際の提出意見の合計数とは一致しない。

### 3. 寄せられた主な御意見及びそれに対する考え方

#### 1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
1 (1) 個人情報をめぐる状況	1	改正前の「(1) 法制定・改正の背景」にある「個人情報の誤った取扱いによる取り返しのつかない被害の発生」、「顧客情報等の大規模な流出」、「個人情報の売買事件の多発」の文言は、削除すべき事項ではない。	1 (1) の第 2 段落で御指摘の趣旨をまとめており、現状の記述で御理解いただけるものと考えます。
1 (2) 法の理念と制度の考え方	2	「個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランス」という表現は、個人情報の適切な保護こそが適切な利活用を促進するという考え方からすると、適切性を欠く。	「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という個人情報保護法の目的を踏まえ、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められるものと考えます。
	3	法の本来の趣旨を捻じ曲げるものとなりかねないことから、「個人情報の利用に関する社会の信頼を高め、ひいては、国民一人一人がその便益を享受できる健全な高度情報通信社会の実現を可能とするもの」との記述は削除すべきでない。	御指摘の法の趣旨については、基本方針の柱書において、個人情報保護法第 1 条の条文を引用し、「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという法の目的を実現するため、…国が講ずべき措置を定めるとともに、…」と記述しています。 その上で、「1 (2) ① 個人情報の保護と有用性への配慮」の項目において、「個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められる。」と記述しています。
	4	「『過剰反応』を『正しい理解』という言葉に書き換え」という説明がなされ、変更案からはいわゆる「過剰反応」という表現が削除されていますが、かえって趣旨が不明確。	今後の取組を示す基本方針において、「法の正しい理解を促進する」という表現は適切であると考えます。
	5	規律が法の目的の実効性を確保するための必要最小限のものとなるよう、これまで以上の政府と民間事業者等との積極的な連携を通じて、懸念等を解消していく方針等を基本方針において明確化すべき。	個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用を図っていくことは、現状の記述で御理解いただけるものと考えます。 なお、御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
	6	匿名加工情報の利用に反対するような風潮（いわゆる「過剰反応」）が起こらないように、消費者に対して丁寧でわかりやすい説明がなされることが必要であるため、「匿名加工情報及び非識別加工情報は新しい概念であるため、その利活用を円滑に行うためには消費者及び国民からも正しい理解を得ることが不可欠であり、消費者及び国民に向けた十分な啓発活動が求められる」という旨追記すべき。	1 (2) ②において、「…広報・啓発に積極的に取り組むとともに、法の適切な運用等により、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進を図っていくものとする。」と記述しており、現状の記述で御理解いただけるものと考えます。
1 (3) 国際的な協調	7	平成 28 年 7 月 29 日に、個人情報保護委員会において「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」が決定されているが、日本国内の事業者が国際的なデータ流通を円滑に行うことを確保	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
		するためにも、米国とEU間の Privacy Shield 合意のような枠組みの制定に向けた取組を早期に進めていただきたい。	
	8	削除されたOECDプライバシーガイドライン8原則は記載した方が望ましい。	OECDプライバシーガイドラインの8原則については、基本方針とは別の資料に記載し、公表することを検討してまいります。
1(4) 情報セキュリティ対策の取組	9	「情報セキュリティ対策の取組」を新設頂けた点を評価。	賛同の御意見として承ります。
	10	これまで個人情報取扱事業者ではなかった中小規模の事業者が、情報セキュリティ対策に適切に取り組むことの重要性について強調した方が良い。	現状の記述で御理解いただけるものと考えます。 なお、1(2)②の第2段落において、「改正法の施行により新たに法の適用対象となる、個人情報を取り扱う件数の少ない事業者に対しては、より丁寧な広報活動を行うことが求められる。」と記述しています。

## 2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

目次	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
2(2) 事業者の保有する個人情報の保護の推進	11	改正法令に基づいた省庁横断的なガイドラインについて、改正法令の施行以前に企業が対応できる十分な周知期間を置いた上で公表されることを要望。	御指摘のガイドラインにつきましては、当委員会において案を作成した上で、平成28年10月4日から11月2日までパブリックコメントを実施しているところです。
	12	委員会が権限等を事業所管大臣等に委任するに当たっては、法改正の趣旨に鑑み、金融機関に対する報告徴求・立入検査等の重畳的な行使を回避するべく、同権限等の行使は一義的に委員会の委任先のみが行う体制とすることを明確化すべき。	当委員会と事業所管大臣間で、重畳的な執行を回避すべく緊密な連携・調整を行うことは、現状の記述で御理解いただけるものと考えます。 なお、御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

## 3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

目次	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
3(1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進	13	「過剰反応」についての記述が削除されていることについて、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・適用を行うことは引き続き求められると考える。	1(2)②の第2段落において、「各地方公共団体においては、…法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。」と記述しており、現状の記述で御理解いただけるものと考えます。

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

目次	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
6（1）個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報に関する事項	14	法改正により新たに個人情報取扱事業者となる中小規模の事業者に対し、明示的に個人情報の保護に対する取組が必要であることを強調した方が良い。	現状の記述で御理解いただけるものと考えます。 なお、1（2）②の第2段落において、「改正法の施行により新たに法の適用対象となる、個人情報を取り扱う件数の少ない事業者に対しては、より丁寧な広報活動を行うことが求められる。」と記述しています。
	15	「事業者が行う措置の対外的明確化」などの項目が削除されており、理由として「基本方針」ではなく「ガイドライン」に入れるべきであるためと説明されているが、それぞれ重要な項目のため、各事業者で徹底されるよう引きつづき普及啓発に務めるべき。	現行の基本方針の6（1）①～⑤の記述については、基本的にガイドライン等で示すべき項目であるため削除しています。 なお、御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

○全般

目次	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
—	16	題名を例えば“個人情報の保護及び活用に関する基本方針”のように変えるべき。	基本方針の名称については、個人情報保護法第7条において、「個人情報の保護に関する基本方針」と定められています。